

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	産業建設常任委員会		会議場所 全員協議会室、視察現地及び 第3委員会室 担当職員 三宅
日 時	平成24年7月20日(金曜日)		開 議 午後 1 時 30 分 閉 議 午後 3 時 30 分
出席委員	菱田 福井 馬場 藤本 湊 小島 西口 (井上委員欠席)		
出席理事者	山内政策推進室長、田中安全安心まちづくり課長、高屋まちづくり推進部長、古林まちづくり推進部理事、森都市計画課長、橋本土木管理課長、中西建築住宅課長、鈴木建築住宅課主任、辻田教育部長、中川教育部次長、福井教育総務課長、山本学校教育課長		
出席事務局	三宅		
傍聴者	市民 名	報道関係者 名	議員 名

## 会 議 の 概 要

13:30～

開議（菱田委員長あいさつ）

事務局 日程説明

### 1 通学路安全対策取組経過について

（政策推進室、まちづくり推進部、教育委員会説明）

全員協議会室

総務文教常任委員会と合同

[理事者入室]

<政策推進室長 通学路の安全対策取り組み経過報告（総括）>

事故後、亀岡市交通安全対策協議会を中心に、子どもたちの通学安全をどのように守るのか議論し、対策を講じてきた。

安詳小学校区における交通安全対策について

- ・事故現場である府道王子並河線、迂回通学路としている市道上又上西裏線等を中心とした安全対策工事、速度規制の強化。
  - ・登下校時の見守り活動、スクールカウンセラーの配置など
  - ・安詳小学校前の信号機設置、国道9号篠バス停付近に陸橋設置などの要望活動。
- 市内全域における通学路の交通安全対策について
- ・市内全小中学校への通学安全物品の配布
  - ・教育委員会の調査により判明した201箇所の危険箇所について対応策を協議し、関係機関に要望するなど対応を進めている。

<まちづくり推進部理事>

6月定例会の補正予算については、早期議決の配慮をいただき、安詳小学校迂回通学路の交通安全施設整備を6月末に完了することができた。現在、市内一円のカーブミラーや舗装の修繕等を並行して順次発注しているところである。市内全域の市道通学路の安全対策についてすぐに取りかかれるところは、夏休み期間を中心に施工していきたい。今後さらなる追加補正予算が想定されるので、協力願いたい。

< 土木管理課長 資料に基づき説明 >

< 教育部長 >

事故により負傷された児童については、6月中旬には全員が登校できるようになった。しかし引き続き治療を受けている児童や精神的なダメージが強く残っている児童もいて、スクールカウンセラーと話をしたり、別室で学習をしている状況も見られるところである。また学習面のフォローが必要であり、安詳小学校では夏休みの前後各1週間を補充学習として地域の集会所等で学習する予定を組んでいる。スクールカウンセラーなどの人的体制については、2学期以降も継続配置できるよう、府教育委員会に要望し、協議しているところである。

[質疑 省略]

## 2 安詳小学校通学路の現状について（現地視察）

（府道王子並河線、市道上又上西裏線、市道篠バス停線）

午後2時 市役所出発

総務文教常任委員会と合同

[荒天のため、車窓から視察（まちづくり推進部理事、土木管理課長、車中で説明）]

～ 14 : 45

[休憩]

## 3 行政報告

（まちづくり推進部説明）

第3委員会室

15 : 00 ~

[まちづくり推進部 入室]

< まちづくり推進部長 あいさつ >

「簡易な改修から始める安全なわが家の耐震改修事業費補助金」制度について

< 建築住宅課長、パワーポイント、別紙資料により説明 >

～ 15 : 13

[質疑]

< 小島委員 >

耐震改修をした場合の平均的な経費はどのくらいか。

< 建築住宅課長 >

本市では20件程度の実績のみでありバラつきもあるが、本格的な改修で1戸あたり約200万円かかっている状況である。今回の補助制度は、補助対象費用40万円で、約30坪の家庭で屋根の葺き替え程度ができることを想定したものである。

< 馬場委員 >

40万円規模の工事がどのようなものなのか、イメージがつかみにくい。

< 建築住宅課長 >

約30坪程度の屋根の葺き替えであれば、ほぼ賄える程度のものである。基礎については、1メートルあたり2万円程度かかるので、全てを賄うことはできない。しかし、この制度をきっかけとして、本格改修に誘導していきたいと意図するものである。

< 馬場委員 >

約30坪の屋根の葺き替えができるということは、50坪程度の土地で建ぺい率60%の家がいけると。それよりも小さな家であれば、余っておつりがくると思えばいいのか。

< 建築住宅課長 >

屋根だけの改修であれば賄えると思うが、一概に言えるものではない。

< 西口委員 >

昭和56年5月31日以前に着工された住宅が対象要件となっているが、それ以後に着工された住宅でも手抜き工事等により改修の必要がある場合はどうなるのか。

< 建築住宅課長 >

昭和56年以後の住宅であっても耐震性の低い住宅は存在すると思われるが、建築基準法の改正前の住宅は、明らかに耐震基準が劣っているため、危険性の度合いから、まずそこから耐震化を進めていきたいというものである。

< 藤本委員 >

屋根の葺き替えについては、足場を組むだけで約20万円かかる。瓦の処分なども伴い、40万円どころか100万円程度かかる。40万円のできるのか。

< まちづくり推進部長 >

足場や処分費用は個々の条件により異なるものである。補助の目的は、屋根材が従前のものよりも軽くなることで建物の耐震性が少しでも上がることであるので、足場や処分などの費用までは考えていない。

< 菱田委員長 >

耐震診断を受けて、どういった場合にどれくらいかかるのかわかりにくい。市民意識としては後々どれくらいかかるのかということがある。事例を取り上げて、ケースによる紹介なども取り組んでもらいたい。

< 西口委員 >

耐震診断士派遣事業は、自己負担3,000円で耐震診断、耐震改修の計画提案までを含んでいるのか。

< まちづくり推進部長 >

そのとおりである。直接、耐震改修の内容、概算費用を診断士がアドバイスするので、その中で本格的な改修に誘導していきたいと思うところであるが、現実的には資金面で踏み出せないところが多い。そこで今回、8月1日からの簡易改修助成制度の創設により、選択の余地が新たに増えたというものである。

< 福井副委員長 >

段階的に耐震改修を行う場合、再度、この制度を受けることはできるのか。

< 建築住宅課長 >

簡易改修については、1回のみで30万円を限度としている。本格改修の場合は、90万円を限度としており、簡易改修の後に本格改修をする場合、その差額60万円について補助対象とすることができる。

~ 15 : 26

[まちづくり推進部 退室]

## 4 その他

### 次回の日程・内容について

< 菱田委員長 >

景観の取り組みについては、現在どの程度進んでいて、どのような方向性であるのか見えてこない。担当者も悩んでいるようだが、方向付けを含め、状況を聞きたいと思

うがどうか。 <了>

日程： 8月22日（水） 10時

内容： 景観計画の取り組み状況について

～ 15：30